

熊本県有明海沿岸道路連絡調整会議 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「熊本県有明海沿岸道路連絡調整会議」(以下「調整会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 熊本県内の有明海沿岸道路およびこれに関連する計画、構想ならびに事業の実施について議論を行い、関係機関相互の連絡・調整を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 調整会議は、別表1に定める構成員をもって組織する。

(座長)

第4条 調整会議に、座長を置く。

- 2 座長は、調整会議を代表し会務を総括する。
- 3 座長は、熊本県土木部長をもってあてる。
- 4 座長に事故があった場合は、あらかじめ座長が指名した者が座長の職務を代行する。

(運営)

第5条 調整会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて調整会議に関係者の出席を要請できるものとする。
- 3 調整会議の運営、進行は、座長がこれにあたるものとする。
- 4 調整会議の事務局は、九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第二課、熊本県土木部道路都市局道路整備課、熊本市都市建設局道路計画課に置く。

(情報公開)

第6条 調整会議及び会議資料は原則公開とする。ただし、公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合等、座長が非公開が適当と認める場合には、非公開とすることができる。

- 2 議事要旨について、事務局は座長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、調整会議の審議・承認を得て行うことができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めがない調整会議の運営について、必要な事項は座長が調整会議に諮って定める。

附則 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

別表 1

熊本県有明海沿岸道路連絡調整会議 構成員 (第3条関係)

座長	熊本県	土木部長
特別委員	九州地方整備局	道路部長
委員	熊本市	都市建設局長
委員	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	事務所長
(事務局)	熊本河川国道事務所 調査第二課	
	熊本県 土木部道路都市局 道路整備課	
	熊本市 都市建設局土木部 道路計画課	